

県連・地区への登録の指針

これまで県連・地区への登録については、その都度ケースバイケースで判断がなされて来ました。しかし今般、組織委員会から疑義が出されましたので、現状を踏まえつつ日本連盟教育規程、登録の考え方に従って、以下の通り指針を定めます。指針としたのは、長い間行われてきたことを急に方向転換できない場合もあることを考慮したものです。今後はこの指針によって県連・地区への登録を行うようにしてください。

【登録の基本】

1. 日本連盟の登録の基本は団（または育成会）にあります。従って登録を希望する方は誰でもまず団（育成会）に登録（主登録）をしていただくことを基本とします。まず団に登録をして、団で一定の役割を果たしていただくようお願いをします。

【県連登録】

2. ただし以下の方々については団（育成会）に登録をせず、主登録として直接県連盟に登録する、または登録することができるものとします。
 - (ア) 県連から推戴をお願いする連盟長
 - (イ) 県連名誉役員
 - (ウ) 技能章考査員
 - (エ) 県連盟のスカウトクラブ会員
 - (オ) 県連盟事務局職員
 - (カ) 県連盟の財政的援助団体の構成員

【地区登録】

3. 一方地区登録としては同じように、以下の方々については主登録として直接地区に登録することができるものとします。
 - (ア) 地区名誉役員
 - (イ) 技能章考査員・指導員
 - (ウ) 地区のスカウトクラブ会員
 - (エ) 登録時に団が無くなったり、団から移籍をして、一時的に所属をする団が見つからない場合には、当該年度に限って、団が見つかるまで地区登録を行うことができるものとします。

【登録料】

4. 登録料については、県連から推戴をお願いする連盟長、及び有給の県連盟事務局職員以外の方は、それぞれ例外なく主登録の登録料を収めなければなりません。

【例外】

5. 以上1～4 でカバーできない場合、県連への登録では県コミッショナーまたは県コミッショナーの発議によって県連理事会が認めた場合、地区への登録の場合は地区コミッショナーまたは地区コミッショナーの発議によって地区委員会が認めた場合

は、例外として県連、地区を主登録とすることができるものとします。

【今までに行われてきた登録】

- 6 今までに行われてきた県連や地区への登録については、これまで通りとしてください。徐々にこの指針に沿って運用をしていただくようにお願いします。

県コミッショナー 清水 裕
組織委員会委員長 阿部真也

以上